

## 総論

### 第1章 社会保障の国際的動向とその背景

#### 第3節 所得保障の動向

##### 1 所得保障の種類とパターン

(1) 所得保障は、その保障する事故の性格により次のように大別される。すなわち第1は所得の喪失に対する保障という性格をもつ給付で、年金、傷病給付、出産給付、業務災害給付、失業給付等がこれに当たる。

第2は特別の出費に対する保障という性格を持つもので、子どもの養育費という性格を有する家族給付等がそれに当たる。

このほかこれら諸給付の機能を補足するものとして公的扶助の諸給付がある。

第1-15表はこれら所得保障のための各種施策の制度別構成を示したものであるが、これによると、第1に所得保障支出の中で年金の占める割合が各国とも大きな比率を占めており、所得保障制度の中心的役割を担っているという点が明らかである。我が国の場合、年金の比率は50年度で約65%となっており、西ドイツ、イタリアではこの比率がより高く7~8割に達している。表に掲げた他の国はおおむね6割前後となっている。第2の特色は、我が国と西ドイツを除く欧米諸国においては家族手当(我が国の場合は児童手当)のシェアが高くなっていることである。特にフランスにおいてはその比率は高く所得保障支出のうち約25%を占めている。第3は公的扶助についてである。西ドイツ、スウェーデン、フランス、イタリアにおいては、所得保障に占める公的扶助の比率は低い。これに対してアメリカやイギリスにおいては公的扶助の比率は高くなっている。

#### 第1-15表 所得保障給付の制度別内訳

第1-15表 所得保障給付の制度別内訳

(単位：%)

	年金	疾病・ 出産	業 務 害	失 業	家 族 当	公 的 扶 助	その他	合 計
日 本								
(1975年)	64.7	4.0	3.1	11.9	2.4	4.6	9.3	100.0
(1971年)	59.4	6.1	4.9	12.4	0.4	7.2	9.6	100.0
イ ギ リ ス								
(1971年)	55.3	9.3	2.4	3.4	7.5	11.8	10.3	100.0
ス ウェ ー デン								
(1971年)	52.7	13.2	0.7	2.5	8.5	2.0	20.3	100.0
西 ド イ ツ								
(1971年)	82.1	4.5	3.7	2.7	3.6	1.7	1.8	100.0
フ ラ ン ス								
(1966年)	59.0	5.7	6.3	0.1	24.7	4.2	—	100.0
ア メ リ カ								
(1971年)	65.7	0.9	2.8	7.3	—	13.3	10.1	100.0
イ タ リ ア								
(1971年)	74.1	3.8	4.3	3.2	12.5	1.9	0.03	100.0

資料：外国は ILO「The Cost of Social Security 1972, 1976」

日本は厚生省企画室調べ

(2) 以上のように所得保障のため、各種施策が様々な形で講じられているが、年金と公的扶助についてその状況はおおむね次のように整理されるであろう。

第1は、フランスにみられるような年金の公的扶助化である。

すなわちフランスにおいては無拠出老齢年金制度による年金額の最低保障水準の設定により老齢手当が一種の公的扶助の役割を担い、公的扶助制度は疾病、障害等の個別の特別の需要に対する事後的援助として機能している。

第2は、イギリスにみられるように年金制度と公的扶助制度が制度上の有機的連携を図っている場合である。後述するようにイギリスにおいては、年金制度は均一的な定額給付を基本とするがその給付水準はかなり低く、相当数の受給者が年金と公的扶助の両方を受けている。

第3は、制度の仕組みとして年金制度とは別個に公的扶助制度が設けられている場合であり、西ドイツ、アメリカがこれに当たる。西ドイツにおいては後述するように年金制度の成熟化は相当進んでおり40～45年という長期の加入者が多くかなり高い水準の年金額が支給されているが、一方、アメリカの場合は年金水準は西ドイツより低く、しかも年金と併せて公的扶助を受けている者が相当数みられる。

(3) 次に公的所得保障が家計の収入構造にいかなるウェイトを占めているかを我が国について示したのが第1-16表である。全世帯平均でみれば、所得保障の規模は当初所得に比して約3%であるが、高齢者世帯及び母子世帯についてはそれぞれ約32%、16%となっている。また、世帯類型別に所得の種類をみると高齢者世帯では年金のある世帯は約70%を占めており、雇用者所得のある世帯比率(約33%)をはるかに超えている。また母子世帯では雇用者所得のある世帯が約66%、年金のある世帯が約24%、その他所得のある世帯が約26%となっている。以上のことから明らかのように、公的制度による所得保障は老人等のいわゆるハンディキャップ層にとって極めて重要な収入源であり、今後高齢化社会へ移行しつつある中で、ますますそのウェイトは高まっていくものと予想される。

第1-16表 世帯類型別世帯当たり平均収入金額と所得の種類別所得世帯率

第1-16表 世帯類型別世帯当たり平均収入金額と所得の種類別所得世帯率

(単位：100円)

	平均収入				所得保障 当初所得 (%)	所得の種類別所得 世帯率(%)		
	当初 所得	所得保障				雇 用 者 所 得	年 金	そ の 他 所 得
		年 金	そ の 他 給 付	小 計				
全世帯	22,861	550	170	720	3.1	80.3	23.0	8.2
高齢者世帯	6,913	1,676	531	2,207	31.9	32.7	69.8	28.8
母子世帯	9,816	651	884	1,535	15.6	66.2	23.8	26.2
その他世帯	23,861	487	144	631	2.6	83.3	20.3	6.7

資料：厚生省統計情報部「国民生活実態調査」等

- (注) 1. 平均収入は50年、所得の種類別所得世帯率は51年の数字である。  
 2. 当初所得は年金、恩給、その他の社会保障給付費を除く勤労所得、事業所得、財産所得、その他所得の合計額である。  
 3. 有所得世帯率とは当該所得のある世帯数を全世帯数で除した割合である。  
 4. 高齢者世帯とは男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成するか、または、これに18歳未満の者が加わった世帯をいう。  
 5. 母子世帯とは死別、離別その他の理由で配偶者のいない20歳以上60歳未満の女と20歳未満のその子(養子を含む)の世帯をいう。

以下において、所得保障の各制度のうち代表的な年金制度と公的扶助制度を中心に、諸外国における制度の仕組みや考え方との対比で我が国の所得保障制度の問題点や将来のあり方を検討してみることとする。

## 総論

### 第1章 社会保障の国際的動向とその背景

#### 第3節 所得保障の動向

##### 2 年金制度

我が国の年金制度は昭和36年の国民皆年金の実現以来、給付水準等の改善が着実に図られ制度的には、かなり古い歴史を持つ欧米諸国のそれと肩を並べるに至っている。しかしながら、我が国の年金制度の歴史は未だ浅い。例えば年金の成熟は、受給者の増加と被保険者の加入期間が長くなることに伴う年金額の増加となって現れるが、そのうち、老齢年金受給者対被保険者比率を上げると我が国の場合、厚生年金で5.2%、国民年金(拠出制)で12.7%であり、欧米先進諸国のそれに比してかなり低い(第1-17表)。

第1-17表 主要国における老齢年金受給者数の被保険者数に対する比率

第1-17表 主要国における老齢年金受給者数の被保険者数に対する比率

国	被保険者数 (A)	老齢年金 受給者数 (B)	(B) / (A) ×100	備 考	
西ドイツ	万人 2,550.5	万人 544.4	% 21.3	労働者年金及び職員年金 (A) 1975年5月の被保険者数 (B) 1976年7月の老齢年金受給者数	
フランス	2,178.2 (1,398.7)	848.5 (342.1)	39.0 (24.5)	一般制度のほか15の公的年金制度 (A) 1975年7月の被保険者数 (B) 1975年7月の老齢年金受給者数	
スウェーデン	526.0	106.1	20.2	基礎年金 (A) 1975年12月の生産年齢人口(15~64歳) (B) 1975年1月の老齢年金受給者数	
イギリス	2,452	814.9 (485.7)	33.2 (19.8)	国民保険 (A) 1974年の年平均拠出者数 (B) 1975年11月の退職年金受給権者数	
アメリカ	7,842.5	1,716.5	21.9	連邦老齢・遺族・障害保険 (A) 1974年の被保険者数 (B) 1976年12月の受給者(退職者)数	
日本	厚生年金	2,384.7	123.4	5.2	(A) 1977年3月の被保険者数 (B) 1977年3月の拠出制老齢年金受給者数(通算老齢年金を除く)
	国民年金(拠出制)	2,646.9	337.1	12.7	(A) 1977年3月の被保険者数 (B) 1977年3月の拠出制老齢年金受給者数(通算老齢年金を除く)

資料：厚生省年金局調べ

- (注) 1. フランスのカッコ内の数字は一般制度だけのもの  
 2. イギリスのカッコ内の数字は夫の拠出による妻ないし寡婦年金を除いたもの  
 3. イギリスは北アイルランドを含まない

しかしながら、今後年金給付費は莫大なものになるとともに、国民経済の中での年金の比重は高まることは必至であり、年金制度の仕組みについて今後とも社会的公正と国民の連帯意識に支えられた一層の工夫を行うことが要請されている。

総論

第1章 社会保障の国際的動向とその背景

第3節 所得保障の動向

2 年金制度

(1) 制度の適用範囲と方法

制度の適用方法という観点からみれば、欧米先進諸国の年金制度は2つのタイプに分けることができる(各国の年金制度の概要については第1-18表として掲げた)。第1のタイプはイギリスやスウェーデンにみられる制度であり、全国民を単一の制度によりカバーし、いかなる職種、職域に属していても国民にはすべて平等な給付を与えることを原則とする場合である。第2は西ドイツ、フランス、アメリカの年金制度であり、各社会階層の自律性を重要視し、各人の所得に比例した保険料の高さに応じて給付を設定する応益主義の原則を基本とした職能別、職域別の複数の制度から成り立っている型である。

第1-18表 主要国の年金制度の概要

		第1-18表 主要国の		
		日 本	西 ド イ ツ	フ ラ ン ス
制 度 名	厚生年金保険	国民年金	職員年金保険(事務職員一般) 労働者年金保険(職員保険又は鉱山保険適用者以外の全被用者)	一般制度
支 給 要 件	①20年拠出(男子40歳、女子35歳以降15年) ②支給開始60歳(女子55歳) ③原則として退職要件あり	①25年拠出(ただし、年齢によって10~24年に短縮、制度発足時50~54歳の者については10年又は5年) ②支給開始65歳	①(A)35年拠出 (B)15年拠出 ②支給開始 (A)63歳 (B)65歳	①37.5年拠出(完全年金) (1 四半期以上37.5年未満拠出は期間比例年金) ②支給開始60歳 (1年繰り下げると支給率は5%増額)
老 年 金 額	$\left\{ (1,650円 \times \text{加入月数}) + \left( \frac{\text{平均標準報酬月額}}{1,000} \times 10 \times \text{加入月数} \right) \times \text{物価スライド率} + \text{加給年金額} \right\}$ (平均標準報酬月額は標準報酬の上昇によって財政再計算時に再評価)	$13,000円 \times \text{拠出月数} \times \text{物価スライド率}$ (経過的受給者) $\left\{ 1,300円 \times \text{拠出月数} + 500円 \times (300 - \text{加入月数}) \times \frac{\text{拠出月数}}{\text{加入月数}} \right\} \times \text{物価スライド率}$	$\text{評価賃金} \times \frac{1.5}{100} \times \text{加入年数}$ (評価賃金=一般算定基礎(A)×個人算定基礎(B)) (A)前年以前3年間の全被保険者の平均賃金 (B)雇用期間中の平均賃金に対する個人の賃金の割合)	①37.5年以上加入 収入の多い10年間の平均賃金の25%(65歳で50%、70歳で75%) ②1 四半期~37.5年加入 加入期間比例 (平均賃金は賃金上昇率によって再評価)

加給年金額	なし	配偶者 なし	65歳以上の配偶者 定額加算
配偶者 月額 6,000円		子(1人)一般算定基礎 の10%	3人以上の子を育てた 場合 年金額の10%
第1・2子 " 2,000円			
第3子以降 " 400円			

年金制度の概要

(1977年現在)

スウェーデン	イギリス	アメリカ	イタリア
国民保険 (基礎年金(全国民適用) 付加年金(基本額以上の所得のある被用者及び自営業者)	国民保険(全国民適用) 18歳以上の被用者で週15ポンド以上の所得を稼得した者	連邦老齢・遺族・障害保険 (全被用者及び自営業者)	一般制度
支給開始65歳	①1975.4.6前に50週以上の定額拠出又は1975.4.6以降週下限所得(15ポンド)の50倍以上の所得に基づく拠出 ②①の要件を満たす年が一定数以上 ③支給開始65歳(女子60歳) ④69歳まで退職要件(女子64歳)	①22歳~62歳までの四半期数の1/4適用(完全年金資格者) ②支給開始65歳 ③71歳まで退職要件	①15年拠出 ②支給開始60歳(女55歳)(35年以上拠出者は年齢を問わない) ③64歳まで退職要件
基礎年金 ①单身 基本額の95% ②夫婦(ともに65歳以上) 基本額の155% 付加年金(30年加入) 基本額×年金点数(最大15年の平均)×60% 加入期間が30年未満の場合は不足期間に比例して減額 (基本額11,800クローナ(1977年9月以降) (基本額は物価変動により決定) 年金点数=(年所得-基本額)/基本額 (年所得の上限は基本額の7.5倍)	週15.3ポンド(定額制) (賃金変化その他の経済要因により改定)	基本保険額の100% (最低月額 107.9ドル, 最高月額 578ドル) 基本保険額 1951年以降退職又は死亡までの賃金(最低の5年間を除く)に基づいて算定 年金額は物価変動に応じて自動的に改定	受給前10年間のうち収入の多い3年間の平均賃金×2.0%×拠出期間(最高40年) (年金額は生計費が2%以上変動した場合に自動的に改定)
配偶者 なし 子(16歳未満)1人につき基本額の25%	配偶者(60歳以上) 9.2ポンド(週) 第1子(15歳以下) 7.45ポンド(週) 第2子(15歳以下) 5.95ポンド(週)	配偶者(65歳以上又は子を扶養) 基本保険額の50% 18歳未満の子 基本保険額の50% (加給でなく独自の権利として支給(被扶養者給付))	配偶者 9,880リラ(月) 子(18歳未満)1人につき 9,880リラ(月)

	日 本	西 ド イ ツ	フ ラ ン ス
保 険 料 (率)	一般男子 91/1,000 一般女子 73/1,000 (劣使折半) 月額 2,200円	180/1,000 (劣使折半)	111.5/1,000 (34.5/1,000 (被用者) 77/1,000 (事業主))
国庫負担	給付費の20%	給付費の1/3 経過的加算部分の1/2	給付費のうち12~15%程度

資料：厚生省年金局調べ

- (注) 1. スウェーデンの最近の基本額の推移は1976年12月以降10,700クローナ、  
 2. スウェーデンの国及び地方公共団体の負担は1974年までは給付費のほぼ3  
 3. イギリスの保険料は1976年の値であり、国民保険全体の給付の財源にあて  
 4. フランスの保険料は老齢・遺族年金分のみである。  
 5. イタリアの加給額及び保険料率は1976年度である。なお、加給額は家族手  
 6. イタリアの「社会基金」は1965年に創設された制度であり、この基金を通

スウェーデン	イギリス	アメリカ	イタリア
基礎年金 $\frac{83}{1,000}$ (事業主・自営業者)	$\frac{133}{1,000}$	$\frac{99}{1,000}$ (労使折半)	$\frac{237.7}{1,000}$
付加年金 $\frac{117.5}{1,000}$ (同上)	$\frac{53.5}{1,000}$ (被用者) $\frac{79.5}{1,000}$ (事業主)		$\frac{71.5}{1,000}$ (被用者) $\frac{166.2}{1,000}$ (事業主)
基礎年金 上記による拠出金で不足する費用を国及び地方公共団体が負担(給付費の約38%(1976年))	全保険料収入の18%	原則としてなし	原則的には「社会基金」に対する補助のみ

1977年4月以降11,100クローナ、1977年7月以降11,500クローナである。  
 分の2、1975年では約60%であった。  
 られている。

当制度から支給される。  
 じて社会年金(我が国の福祉年金にあたる)と年金の最低保障額が支給される。

我が国の公的年金制度は被用者を対象とする厚生年金制度、自営業者、農業者を対象とする国民年金制度を中核として合計8つの公的年金制度から構成された国民のすべてをカバーする皆年金制度であるという点では第1のタイプと同様であるが、これらの制度が分立しているという意味では第2のタイプに類似しており、制度間のアンバランスが指摘されている。しかしながら我が国の場合、通算年金制度が老齢、障害、遺族給付のすべてについて設けられており、国民がいかなる制度を横断しようとも年金の受給権は確保される仕組みになっている。



## 総論

### 第1章 社会保障の国際的動向とその背景

#### 第3節 所得保障の動向

##### 2 年金制度

##### (2) 給付の型と水準

年金給付の型については、前述の第1のタイプに属するイギリスやスウェーデンは一律定額の年金支給を原則とする国であり、第2のタイプに属する西ドイツ、アメリカ、イタリア、フランスにおいては各人の過去の賃金等の報酬や加入期間に応じた年金を支給する報酬比例方式を原則とする。前者については年金による給付をすべての国民に対して均等に配分するという点で平等性を重視した考え方に立っている。

イギリスにおいては当初国民に対して均一の負担を課していたが、均一負担額は低所得者層の負担能力を基準にして決定されるため、その均一負担水準は低くならざるを得ず、その結果定額の給付水準も低い水準に設定されることとなる。そのため個人や集団ごとに異なる多様な欲求にはこたえ難い年金制度にならざるを得ない面があった。そのため1961年に負担面で所得比例制を導入した。またスウェーデンにおいては、1960年以降新たに定額年金の上に所得比例の付加給付が導入された。一方、第2のタイプの制度では年金給付水準は原則的には過去の賃金や拠出期間に依存して決定されるため、従前の所得格差がそのまま老後の年金に持ち込まれるなど、特に低所得者層への給付水準が低くなるという欠点が見られていた。そこでこれらの型を採用している国においては、一方において低所得者の年金額を相対的に有利となるような給付体系をとることによって低所得者の所得を保障するとともに、他方において年金額の上限を画することによって年金の所得再分配機能を高めている。

以上のように第1のタイプの年金制度は全国民への均一的所得保障という考え方を基本としつつも、所得比例的な拠出方式を加味することによって給付水準を高める傾向にあり、他方第2のタイプの国では最低年金額や最高年金額の設定等によって制度の欠陥を是正しており、両者の型は制度の仕組みとしては次第に接近しているといえよう。

我が国の年金制度の給付額算定方式は、国民年金については加入期間比例を加味した定額年金制度であり、一方厚生年金は定額部分と所得比例部分から成る算定方式をとっており、一つの制度内で上記第1のタイプの定額方式と第2のタイプの所得比例方式がミックスしたユニークな方式である。

年金の給付水準は基本的には上で述べた方式により決定されるが、我が国より古い制度的歴史をもつ欧米諸国の年金給付水準は必ずしも一様ではない。所得比例制の場合の年金水準は過去の賃金をどう評価するか、算定の基礎となる賃金をどの範囲とするかによって年金の水準は異なってくるし、制度の成熟化の程度にも左右される。またその水準は年金を単身者に対するものとして構成するか夫婦に対するものとして構成するかによって異なってくる。以上のような点を留意しつつ各国の年金水準を比較したのが第1-19表である。

第1-19表 主要国の年金水準

第1-19表 主 要 国

制 度	日 本		西 ド イ ツ	
	厚 生 年 金	国 民 年 金	労働者年金, 職員年金	
老齢年金額 〔 〕内は前年平均賃金に対する比率	全受給者平均 1976年12月…68,521円 〔41.9%〕 標準年金 1977年 98,325円 〔53.6%〕	1976年 25年年金(夫婦) 75,000円 (付加年金を含む) 10年年金( ) 41,000円 5年年金( ) 30,000円 1977年 25年年金(夫婦) 81,116円 (付加年金を含む) 28年年金(夫婦) 90,850円 (付加年金を含む)	1976年7月 75,515円 1976年7月 121,882円 (641.2マ ルク) (1,034.9マ ルク) 〔37.7%〕 〔60.8%〕	

資料：厚生省年金局調べ

- (注) 1. 賃金月額は日本については労働省「毎月勤労統計調査報告」諸外国につ  
1974年の労働時間(労働者調べ)をもとに推計。  
2. 我が国の賃金は常用労働者30人以上の事業所における製造業の平均賃金  
21歳以上男子労働者の賃金, 西ドイツは製造業労働者の賃金, スウェーデン  
3. 為替レートは IMF「International Financial Statistics」による(各年平均)。  
4. イギリスの「単身」は本人の拠出に基づく年金, 「夫婦」はこれに夫の拠  
5. アメリカの「夫婦」は老齢年金平均額に被扶養者給付の平均額を加えたも  
6. スウェーデンでは付加年金を受けられない者に対して補足手当(222.9ク  
7. 我が国の拠出制国民年金の老齢年金の最高額(夫婦)は現在11年年金で、

の 年 金 水 準

ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ス ウ ェ ー デ ン	フ ラ ン ス
連邦老齢・遺族・障害保険	定額年金	基礎年金(他に付加制度がある)	一般制度
1976年12月 単身 66,694円 (224.9ドル) 〔27.3%〕 夫婦 100,530円 (339ドル) 〔41.2%〕	1976年11月 単身 35,622円 (66.5ポンド) 〔25.6%〕 夫婦 57,049円 (106.5ポンド) 〔41.0%〕	1976年12月 単身 57,671円 (847.1クローナ) 〔25.8%〕 夫婦 94,093円 (1,382.1クローナ) 〔42.1%〕	1975年 全受給者平均 51,537円 (744.3フラン)

いは労働省「海外労働経済月報」に基づき推計, スウェーデンについては1973年,

(ボーナスを含む)である。アメリカは製造業生産労働者の賃金, イギリスは製造業  
は製造業・鉱業の平均賃金である。

出に基づく妻の年金を加えたもの。

の。

ローナ(単身)ないし445.8クローナ(夫婦)1976年)が支給される。

46,600円である。

平均賃金はその範囲や対象とする労働者等に相違があり,正確な国際比較は難しいが,イギリス,アメリカ,スウェーデンの老齢年金額を平均賃金に対する比率で見れば,単身の場合で約26~27%,夫婦の場合で約41~42%となっている。一方西ドイツの年金水準は比較的高く,労働者年金の老齢年金は賃金比で約38%,職員年金の場合は約61%に達している。

我が国の年金給付水準の現状は,これまでの制度改革により厚生年金,国民年金とも制度的にはほぼ欧米諸国の給付水準と肩を並べ,一部追い越すに至っている。すなわち,厚生年金制度で見れば標準年金については夫婦の場合月額約10万円であり,この給付水準は平均標準報酬の60%に相当するものであり,西ドイツの水準に迫っている。一方,全受給者平均額でも国際的にみて遜色のないレベルに達している。すなわ

ち厚生年金の老齢年金平均額は平均賃金に対する比率で見れば51年では約42%に達しており、国際的にみて決して見劣りしない給付水準である。なお、現在厚生年金制度における老齢年金受給者の平均加入期間が約23年であることを考慮すれば今後この水準は更に上昇するものと予想される。一方、国民年金についてみれば、現実には制度の歴史が浅くようやく11年年金が続をついたばかりであり、平均給付水準は低い。しかしながら、例えば25年の加入期間を前提にした年金水準が51年度価格で7万5,000円(夫婦、付加年金を含む)になっていることから明らかなように、国民年金の給付水準も今後は制度の成熟化とともに着実に上昇しよう。

---

---

## 総論

### 第1章 社会保障の国際的動向とその背景

#### 第3節 所得保障の動向

##### 2 年金制度

##### (3) 受給資格要件

拠出制の年金制度において、年金受給のためには、かなり長期間の保険料の拠出期間が要件とされる。このため制度発足時において既に高齢に達している者は年金制度の創設にもかかわらず年金受給に結びつかないという現象が生じる。このため、制度発足時においては資格期間を特例的に短縮し、短期間の拠出で年金権を賦与するための経過措置が講じられることが多い。例えばアメリカにおいては経過措置として制度発足当時高齢であった者については最低1年6か月で年金受給に結びつくようにされている。イギリスにおいても、国民保険制度が発足した当時既に高齢に達しており老齢年金受給資格を有しなかった者及び低額の老齢年金しか得られなかった者に対し、1970年から80歳以上の老人を対象とした高齢者年金制度を設けている。我が国においては厚生年金は20年以上、国民年金は25年以上の拠出期間を要件としているが、後者については、制度創設時に福祉年金、5年年金、10年年金等の入念な経過措置を講じて制度の成熟化を早めている。

老齢年金の受給のためには一定年齢への到達が要件とされるが、欧米諸国についてみればほぼ65歳を原則(フランスでは60歳から受給できるが、年金水準が賃金の25%と低いため、65歳受給(年金水準は賃金の50%)が通例となっている。)としつつも、受給開始年齢についての弾力的取扱い傾向がみられる。しかしながら、すべての老齢年金受給資格者の支給開始年齢を一律に引き下げることは制度的にかなり成熟し、年金受給者の多い欧米諸国においては財政的に困難であり、いくつかの特定なケースについて受給開始年齢の引下げ傾向がみられる。例えば西ドイツにおいては原則は65歳であるが、35年の拠出期間を有する者で、一定の所得以下の者には63歳から、また、15年以上の拠出期間があり直近の1.5年の間で1年以上失業している者には60歳から全額支給される。

イタリアでは、35年以上の拠出者は年齢のいかんにかかわらず全額受給できる。またほとんどの国において各人の選択により原則的な支給年齢より早く減額年金を認める制度や支給開始を遅らせると増額年金を支給するシステムを採っており、受給者の多様な欲求に弾力的に対応している。我が国でも国民年金は60歳から減額年金を受給することができる。

我が国の老齢年金受給開始年齢は共済年金は55歳、厚生年金は60歳(女55歳)、国民年金は65歳を原則としており、我が国の老齢年金受給開始年齢は欧米諸国に比して早い。

従来、老齢年金受給開始年齢については定年年齢との間に谷間が生じるという指摘がなされていたが第1-20表から明らかなように、近年は不況の長期化を反映して定年延長が鈍化傾向を示しているものの、すう勢的には老齢年金受給開始年齢と定年年齢のギャップは縮少の方向にあるといえる。

#### 第1-20表 一律定年制の定年年齢別事業所数の割合

第1—20表 一律定年制の定年年齢別事業所数の割合

(単位 %)

		54歳以上	55	56	57	58	59	60	61~64歳	65歳以上
42	年	0.3	63.2	5.1	5.8	3.3	—	20.6	—	1.5
45	年	0.7	57.9	5.3	8.3	4.2	0.5	21.7	0.3	1.1
48	年	0.3	52.0	3.1	5.0	5.1	0.1	32.4	0.4	2.6
51	年	0.3	47.3	3.1	6.9	5.7	0.2	32.3	0.3	2.8

資料：労働省「雇用管理調査報告」

なお年金の支給開始年齢の遅速は費用負担と不可分の関係にある。例えば厚生年金の場合同一の年金額を60歳から支給する場合と65歳から支給する場合とでは年金費用は長期的に2割程度異なってくるものと見込まれ、支給開始年齢の差異はそのまま年金の財政状況に反映することとなる。このような状況にかんがみ、今後、年金の支給開始年齢については、雇用環境の整備等を進めながら次第にその引上げを図って行く必要がある。

総論

第1章 社会保障の国際的動向とその背景

第3節 所得保障の動向

2 年金制度

(4) 費用負担と財政状況

年金制度の財源は被保険者、事業主及び国の三者負担で賄われる。アメリカやフランスにおいては無拠出の特例的年金以外は原則として国庫負担はない。一方、我が国をはじめイギリス、スウェーデン等においては国庫負担はかなりの額にのぼっている(第1-18表)。主要国の保険料(率)の推移は第1-21表に掲げる通りであるが、西ドイツ、アメリカでは被用者と事業主の負担割合は折半であり、フランスやイギリス、イタリアでは事業主の負担割合が大きい。またスウェーデンでは全額事業主負担(1973年までは特別年金税方式であったが、1974年より全額事業主負担方式に改めた)になっている。

第1-21表 主要国の保険料(率)の推移

		制度	1970年	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977
イギリス	定額制本人 (男・週当たり 保険料率)	本人	ポンド 0.725	0.722	同左	0.682	0.592	5.10%	5.35	-
		事業主	ポンド 0.800	0.804	0.904	1.044	1.574	7.70%	7.95	-
スウェーデン	基礎年金 (年金税率、 保険料率)		5%	同左	同左	同左	3.3	4.2	6.2	8.3
西ドイツ	一般制度 (保険料率)	本人	8.5%	同左	同左	9	同左	同左	同左	同左
		事業主	8.5%			9				
フランス	一般制度 (保険料率)	本人	3.0%	同左	同左	同左	3	同左	3.45	同左
		事業主	5.75%				7.25		7.70	
アメリカ	連邦老齢・遺 族・障害保険 (社会保障税 率)	本人	4.2%	4.6	同左	4.85	4.95	同左	同左	同左
		事業主	4.2%	4.6		4.85	4.95			
日本	国民年金 (月当たり保 険料)		450円	同左	550	同左	900	1,100	1,400	2,200
		厚生年金 (男・保険料 率)	本人	3.1%	3.2	同左	3.8	同左	同左	4.55
		事業主	3.1%	3.2		3.8			4.55	

資料：厚生省企画室調べ

- (注) 1. 各年末現在の保険料(率)である。  
 2. イギリスの保険料は1974年までは定額拠出であったが、1975年以降所得比例拠出になっている。また、この場合の保険料は国民保険全体の給付の財源にあてられている。  
 3. スウェーデンは1973年までは18歳以上66歳以下の国民を対象とした課税対象所得に対する特別年金税方式であったが、1974年以降は全額事業主(及び自営業者)負担方式である。

我が国の場合、厚生年金は52年度で男子(女子)の保険料は9.1%(7.3%)であり、主要国との対比でも低い

水準であるが、今後は制度の成熟化と拠出期間の長い受給者の増大等により年金給付費はかなりの水準に増大するものと見込まれ(現制度を前提にした場合の年金給付総額は対国民所得比で、75年には10%程度になると見込まれる。)、これに見合って費用負担が増大することは必至である。諸外国においても程度の差はあれ、将来の給付費の増大はかなりの額になるものと見込まれ、現在我が国より高率の保険料(率)となっているが、それでも年金財政の前途は必ずしも楽観できない状況にあるといえよう。特に近時の世界的インフレと不況の同時並行的経済状況の中にあつて年金の財政問題は更に浮き彫りにされたといえよう。このような状況下において、主要国においてはいくつかの措置を講じようとしている。例えば西ドイツでは年金のスライド実施時期の引き延ばし等の措置がとられる予定であり、フランスにおいても保険料の引上げは必至であろう。またイギリスにおいて所得比例制年金を復活した新しい制度が1978年4月から実施されることとなっており、アメリカにおいても、連邦老齢・遺族・障害保険の将来給付費に対する財政対策の検討が行われている。我が国としても、これら諸外国の動向を見つつ健全な年金財政の制度的仕組みを早急に確立する必要がある。

---

---

## 総論

### 第1章 社会保障の国際的動向とその背景

#### 第3節 所得保障の動向

##### 2 年金制度

##### (5) 企業年金の役割

欧米諸国においては、企業年金も長い歴史を有しており、公的年金の補足としての役割りを果たしてきた。

企業年金制度の内容は各国ごとに異なっているが、その公的年金との類似性からみると、フランス、スウェーデンは、全国的に一律の基準を設定している点から見て、公的性格が極めて強く、アメリカ、イギリス、西ドイツでは順守すべき最低の基準を設定し、それ以上は、個別の企業の自主性に任せるという点からみて私的性格が強い。

まず企業年金の運営をみると、アメリカ、イギリス、西ドイツでは、拠出や給付の内容等について全国的あるいは産業別の基準はなく、単に最低限の内容を法律で定めているにすぎず、具体的内容は、企業の自主性にゆだねており、財政運営も各個別の企業が単位となっている。スウェーデンでは、拠出や給付の内容について、全国的な労使協約があり、これに基づいて運営されるが、財政運営は各個別企業である。フランスでは、幹部職員と一般職員等それぞれについて全国的な労使協約があり、拠出や給付は全国一律の基準に従い、かつ財政運営は幹部職員や一般職員等のための制度に一本化されている。

このため、財政方式は、多数の企業が連合となっているフランスでは賦課方式をとっており、一方個別企業が主体となっている他の国では積立方式が一般的である。

資産の運用方法について注目されるのはスウェーデンの資産運用方法であり、信用保険に加入した場合には、社内留保の扱いとなり、帳簿上の年金積立金は企業活動のための資産として活用できるとされている。

以上、企業年金の内容は各国により様々であるが、近年欧米諸国では企業年金を育成強化し、かつ、内容や運営方法にも規制を加えて、老後の所得保障の第2の柱として位置付けようという方向がみられる。

我が国の企業年金は37年に発足した税制適格年金、41年に制度化された厚生年金基金及び両制度に属さない自社年金からなる。加入者は52年3月末現在で厚生年金基金が539.5万人、税制適格年金が463.6万人である。

労働省の調査によれば、大企業の約6割、全企業平均(従業員30人以上)で約3割が企業年金を有しており、その普及度はかなり高くなってきている。しかしながら、制度の内容については次のような問題が指摘されており、企業年金が老後の生活設計上果たす役割を充実させるために検討する必要に迫られている。

その1つは、企業年金には、退職一時金選択規程をもっているものが多く、実際にも年金よりも一時金として選択される場合が多いことである。第2は、諸外国の企業年金でも重要問題となっているインフレ対策である。公的年金制度については物価スライド制が導入されたが、厚生年金基金の上積み部分や適格年金についてはこの制度がまだ一般化していない。



厚生白書(昭和52年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 総論

### 第1章 社会保障の国際的動向とその背景

#### 第3節 所得保障の動向

##### 3 公的扶助制度

所得保障制度の一環としての公的扶助制度は年金等の社会保険と異なり、現に生活に困窮している者について、個別的に、事後的に対応し、資力調査(ミーンズ・テスト)に基づき、必要に応じて公費による給付を行うものであり、国民生活の最終的なよりどころとして大きな役割を担っている。

しかしながら、所得保障全体に占める公的扶助の比重は国により一様でなく、例えば第1-15表で示したように、イギリスやアメリカにおいては高く、西ドイツやフランスでは低い。このような違いは各国の公的扶助制度の仕組み及び運用形態の相異にも起因しているが、同時にそれぞれの国の所得水準、雇用の状況、更には家族形態や国民意識など国民のおかれている社会経済条件の相違及び年金、医療等の制度と公的扶助制度の組合せ方の違い等にも起因している。本節では、公的扶助制度が年金等の他の所得保障制度とどのような関係にあるかという観点から各国の公的扶助の役割を概観してみよう。

(1) イギリスにおいては、「補足的給付制度」(Supplementary Benefit)により、国民保険と無拠出の補足給付との間で第一線機関や支払方法の一本化等運営上の有機的連携が図られているが、2で述べたように年金額の水準は低い水準にとどまっており、年金受給者の相当部分が年金と併せて公的扶助による給付を受けている。

すなわち補足給付は一定の基準(我が国の生活扶助基準にあたる。)によって決定され、特別需要として長期加算(補足年金受給資格年齢男65歳、女60歳以上の者等に与えられる加算)、家賃等が加えられる。基準額は長期加算や家賃を加えると定額年金水準より高い水準になる。例えば、老人夫婦の場合、家賃扶助を除く補足給付の額(基準と長期加算の合計額)は1974年で週当たり16.35ポンドであるのに対して老齢年金の定額給付は16ポンドであり、公的扶助基準が若干高くなっており、家賃を含むとこの格差は更に大きくなる(第1-22表)。このように年金額が補足給付額に達しない現状では、もし年金受給者に他の収入がない場合には、請求に基づき補足給付の受給者となり、補足給付額と年金額の差額が支給されることとなる。ちなみにイギリスの補足給付受給者は約270万世帯(保護人員425万人)であるが、そのうち高齢者世帯が180万世帯(全受給者の67%)であり、これは老齢年金受給者の約21%にあたる(第1-23表)。

第1-22表 公的扶助受給者数及び生活扶助基準

第1-22表 公的扶助受給者数及び生活扶助基準

受給者数	日本		イギリス		西ドイツ		アメリカ
	1974年	1976年	1974年		1974年		1974年
	1,312.3千人	1,358.3千人	4,254千人		1,976千人		15,886.6千人
生活扶助基準 〔 〕内は賃金に 対する比率	老人夫婦世帯 (1級地) 1974年 (月当たり) 42,960円 〔29.3%〕	標準4人世帯 (1級地) 1974年 (月当たり) 65,295円 〔44.5%〕	老人夫婦世帯 1974年 (週当たり) 11,151円 (16.35ポンド)	標準4人世帯 1974年 (週当たり) 12,924円 (18.95ポンド)	老人夫婦世帯 1974年 (月当たり) 61,859円 (550マルク)	標準4人世帯 1974年 (月当たり) 76,705円 (682マルク)	老人夫婦世帯 1974年 (月当たり) 63,841円 (219ドル) 〔28.6%〕
	1976年(〃) 58,038円 〔31.6%〕	1976年(〃) 84,961円 〔46.3%〕	〔33.3%〕〔38.6%〕		〔33.8%〕〔41.9%〕		

資料：日本は厚生省社会局調べ

イギリスは「Department of Health and Social Security Annual Report (1974)」, 「Annual Abstract of Statistics (1976)」

西ドイツは「Statistisches Jahrbuch (1976)」, 「Übersicht über die Soziale Sicherung (1974)」

アメリカは「Social Security Bulletin (1977)」, 「Development in Age (1975)」

- (注) 1. 老人夫婦世帯とは72歳男, 67歳女から成る世帯をいう。  
2. 標準4人世帯とは35歳男, 30歳女, 9歳男, 4歳女から成る世帯をいう。

第1-23表 世帯類型別被保護者数

第1-23表 世帯類型別被保護者数

	日本(1976年, 世帯数)	イギリス(1974年, 世帯数)	アメリカ(1974年, 保護人員)
高齢者	219.6千世帯〔31.1%〕	1,807千世帯〔67.4%〕	2,285.9千人〔14.4%〕
母子	73.4〔10.4〕	245〔9.1〕	11,006〔69.3〕
傷病・障害	328.6〔46.5〕	260〔9.7〕	1,710.2〔10.8〕
失業	85.5〔12.1〕	301〔11.2〕	851〔5.4〕
その他		66〔2.5〕	33.5〔0.2〕
合計	707.0〔100.0〕	2,680〔100.0〕	15,886.6〔100.0〕

資料：日本は厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

イギリスは「Annual Abstract of Statistics」

アメリカは「Social Security Bulletin, April, 1977」

アメリカの場合は、イギリスのように年金制度と公的扶助制度の間に有機的連携はないが、年金と公的扶助の併給というケースがみられる(老齢年金と公的扶助の両方を受給している者は1975年で約158万人であるが、これは老齢年金受給者の8%にあたる。)。ちなみに老齢年金の平均水準と老人夫婦の生活扶助基準を比較すると前者は後者の約1.3倍になっている。

なお、アメリカにおいては母子世帯の公的扶助の受給者が極端に多く全体の受給者の7割にも達しているが、これは、アメリカにおける雇用状況、家族形態更には扶養意識等の経済的社会的な諸現象の現れであるとともに、社会保障制度、特に家族手当制度や我が国の児童扶養手当制度に相当する母子家庭のための諸手当が欠如していることによるものと思われる。母子世帯について多い受給者は老人である。老人世帯の公的扶助受給者は230万人弱であり、全体の受給者の約14%である。

(2) フランスの場合は無拠出老齢年金制度(老齢被用者手当等)、家族手当制度等の部門の拡大により

所得保障としての公的扶助の比重は低くなってきている。すなわち、給付の種類としては老人扶助、心身障害者扶助等があるが、老人扶助についてみると、無拠出年金受給者にはこの扶助は適用されない。また家族扶助は家族手当制度の拡充により現在ではほとんど廃止されたと同然といえる。このようにフランスの場合は、生計費の基本的部分は年金と家族手当で保障しつつ、生活に困窮している者で障害、疾病等の個別の特別な事由に該当する者について公的扶助が適用されることとなる。

(3) 西ドイツの場合もアメリカやフランスと同様に公的扶助制度と年金制度の連携は特に行われていない。西ドイツの公的扶助制度は連邦社会扶助法(1961年)に基づき運営されているが、責任主体、費用負担等を除けば我が国の生活保護法に極めて類似した制度である。給付の種類は生活扶助(日常生活給付、一時扶助)と特別扶助(医療、教育、妊産婦、更生、結核、盲人、看護等各扶助)からなっている。生活扶助基準は各州により若干差があるが、老人夫婦の場合1974年で月額平均550マルクである。なお参考までに年金についてみれば老齢年金の平均水準は職員年金で約880マルク、労働者年金で約540マルクとなっている。

(4) 我が国の公的扶助は生活保護であるが生活保護制度は憲法第25条の理念に基づき何らかの原因で貧困に陥り、自分の力で生活を維持できない人々に対して国の責任において健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、併せてその自立を助長することを目的としている。給付の内容として生活、教育、住宅、医療、出産、生業及び葬祭の7種があるが、現在、保護を受けている者は、1976年で約136万人、世帯数でみて71万世帯となっている。これらの世帯の内訳をみると傷病・障害世帯が最も多く47%を占め、次いで高齢者世帯、母子世帯の割合が多くなっている。最低生活保障の水準である保護基準のうち、生活扶助についてみれば、1976年度老人夫婦の場合1カ月約5万8,000円(1977年度約6万6,000円)となっており、平均賃金に対する比率で見れば国際的にみても見劣りしないものである。

今後年金制度の成熟化に伴う年金給付水準の上昇によって生活保護の所得保障としての役割は相対的に減少することも予想されるが、生活保護が国民生活の最後のよりどころとしての制度であることには変わりはない。